

令和6年4月11日

会員各位 殿

沼田利根医師会 会長 林 秀彦

## 「医療措置協定」に係る県と県医師会との覚書及びその委任状について

先生方におかれましては、常日頃より利根沼田地域の保健業務にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、4月9日に群馬県と医療機関との間で締結する「医療措置協定」に関して会員の皆様にFAXにて情報提供を行いました。今回、「医療措置協定」に関して県医師会が群馬県と取り交わした「医療措置協定に係る覚書」の周知と委任状の取り纏めの依頼がありました。

この覚書は以下のとおり、「医療措置協定の解除に係る覚書」と「医療措置実施の要請に係る覚書」の2つがあります。

### 「医療措置協定の解除に係る覚書」

医療措置協定の有効期間は、病床確保を講ずる医療機関は3年間、発熱外来を講ずる医療機関は1年間で自動更新されます(協定書第7条第1項)。やむを得ない事情により途中で協定を解除する場合に(協定書第7条第2項)、県医師会が委任状を提出した医療機関に代わって群馬県と協議を行うこととしています(覚書第1条、第2条)。

### 「医療措置実施の要請に係る覚書」

群馬県が医療措置実施の要請をする場合に(協定書第2条)、県医師会が医療措置協定を締結した医療機関に代わって医療措置実施の可否を確認して群馬県に報告することとしています(覚書第1条、第2条)。

「医療措置協定」の締結を考えている医療機関においては、上記2つの覚書が県医師会と群馬県との間で取り交わされたことをご理解いただき、協定書に規定された「解除」及び「要請」に係る事務について、県医師会に委任することが妥当と思われまますので、これらの委任状を提出することをお勧めします。

これら2通の委任状は沼田利根医師会で取り纏めて県医師会に提出いたしますので、お手数ですが沼田利根医師会あてに2通とも郵送をお願いします。

なお、前述の群馬県から郵送されてきた「医療措置協定書」2通のうち1通と、「同意書」1通は群馬県担当課あて直接郵送してください。「協定書」の残り1通は医療機関の保管用となります。